

# 国際線アウトバウンド利用促進関係助成事業助成金交付業務委託基本仕様書

## 1 委託業務名

国際線アウトバウンド利用促進関係助成事業助成金交付業務

## 2 業務の目的

現在、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会では、国際線利用促進に係るアウトバウンド需要を喚起のためのパスポートの新規取得・更新や海外渡航費用の一部に助成金を交付する事業を実施している。

本件は、その様な助成事業の実施に伴う申請受付、審査、助成金交付までの一連の交付事務を外部の専門事業者へ委託することを目的とする。

## 3 委託業務の内容

### (1) パスポート取得助成

- ①申請者からの申請を受け付け、申請内容を審査
- ②申請内容に不備があれば、申請者へ適宜連絡を実施
- ③審査に適合した申請を助成決定し、申請者の指定口座へ現金振り込み
- ④その他、申請者からの申請や審査結果等に関する様な問い合わせへの対応
- ⑤毎月の交付実績を、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会事務局宛に実績報告を実施

### (2) トランジット利用助成

- ①申請者からの申請を受け付け、申請内容を審査
- ②申請内容に不備があれば、申請者へ適宜連絡を実施
- ③審査に適合した申請を助成決定し、申請者の指定口座へ現金振り込み
- ④その他、申請者からの申請や審査結果等に関する様な問い合わせへの対応
- ⑤毎月の交付実績を、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会事務局宛に実績報告を実施

### (3) 阿蘇くまもと空港国際線グループ旅行助成

- ①旅行したグループの代表者からの申請を受け付け、申請内容を審査
- ②申請内容に不備があれば、申請者へ適宜連絡を実施
- ③審査に適合した申請を助成決定し、申請者の指定口座へ現金振り込み
- ④その他、申請者からの申請や審査結果等に関する様な問い合わせへの対応
- ⑤毎月の交付実績を、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会事務局宛に実績報告を実施

※各種申請はオンラインで受け付けるものとし、申請受付のための専用フォームの作成・構築も委託業務に含まれます。

※いずれの助成金交付業務においても、申請者自身が進捗状況をスマートフォン等で確認できる専用フォーム（少なくとも「受付」「審査中」「助成金交付手続き中」がわかるもの）としてください。

※不備等がない限り、原則申請翌月末までに振り込み完了まで行ってください。

#### 4 各助成事業の概要

(1) パスポート取得助成：新規にパスポートを取得（更新を含む）して阿蘇くまもと空港発着の国際定期便を往復利用又はこれに準ずるものとして定める経路で阿蘇くまもと空港を利用した熊本県内居住者にパスポート取得に係る費用を一部助成。

対象者	以下の①～③（②準ずるものを含む。）の全てを満たす者を対象とする。 ① 熊本県内に居住の方 ② 対象期間内に「阿蘇くまもと空港」に就航している国際定期便を往復利用した方 ③ 2026年7月1日以降に「パスポートを新規（更新）取得」された方 ※②に準ずるものとして、次に掲げる経路を利用した場合も含みます。 ・熊本空港から成田空港（ジェットスター航空利用に限る。）を経由した出国又は成田空港（同上）を経由した熊本空港への帰着 ・熊本空港から中部空港（フジドリームエアラインズ利用に限る。）を経由した出国又は中部空港（同上）を経由した熊本空港への帰着 ※②に準ずる経路を利用する場合は、「阿蘇くまもと空港」に就航している国際定期便の片道みの利用も対象に含みます。 ※②に準ずる経路のみの往復利用も対象に含みます。
助成金	・10年有効旅券を新規取得（更新を含む。）：1人につき8,000円 ・5年有効旅券を新規取得（更新を含む。）：1人につき4,000円
申請必要書類	・パスポートの写し（顔写真ページ） ・対象期間の航空券等（搭乗済みの航空券半券（eチケット含む。）もしくは搭乗証明書） ・住所を証明する資料（免許証やマイナンバーカード、住民票等の写し）
申請期間	帰国後、21日以内

(2) トランジット利用助成：阿蘇くまもと空港国際線の各就航先の空港からトランジット（2区間以上の乗り継ぎ）利用又はこれに準ずるものとして定める経路で出国した熊本県内居住者に、渡航費用の一部を助成

対象者	以下の①、②及び③（準ずるものを含む。）の全てを満たす者を対象とする。 ① 熊本県内に居住の方 ② 対象期間内に「阿蘇くまもと空港」に就航している国際定期便を往復利用した方 ③ ②の就航先から「トランジット（2区間以上の乗り継ぎ）」利用された方 ※ ③に準ずるものとして次に掲げる経路による利用も対象とする。 ・熊本空港から成田空港（ジェットスター航空利用に限る。）を経由した出国又は成田空港から入国し、同空港（ジェットスター航空利用に限る。）を経由した熊本空港への帰着 ・熊本空港から中部空港（フジドリームエアラインズ利用に限る。）を経由した出国又は中部空港から入国し、中部空港（フジドリームエアラインズ利用に限る。）を経由した熊本空港への帰着
-----	---

	<p>※ ③に準ずる経路を利用の場合は、「阿蘇くまもと空港」に就航している国際定期便の片道みの利用も対象に含みます。</p> <p>※ ③に準ずる経路みの往復利用も対象に含みます。</p>
助成金	1人につき5,000円
申請必要書類	<p>・対象期間の航空券等（搭乗済みの航空券半券（eチケット含む）もしくは搭乗証明書）</p> <p>※複数の区間を利用するため、航空券等が複数枚となります。</p> <p>・住所を証明する資料（免許証やマイナンバーカード、住民票等の写し）</p>
申請期間	帰国後、21日以内

(3) グループ旅行助成事業：阿蘇くまもと空港発着の国際線を往復利用した熊本県内又は宮崎県内の一部地域（五ヶ瀬町、椎葉村、高千穂町）居住者に渡航費用の一部を助成。

対象者及び条件等	<p>① 熊本県内又は宮崎県内の一部地域（五ヶ瀬町、椎葉村、高千穂町）に居住の方</p> <p>② 阿蘇くまもと空港発着の国際線を往復利用された方</p> <p>③ グループ（取扱い旅行会社を除く。）の構成員は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本—台南線、熊本—台中線、熊本—上海線を片道又は往復利用された方は【2人以上】のグループ</li> <li>・上記以外の場合は、【3人以上】のグループ</li> </ul> <p>④ 構成員が同一の航空便を往復利用すること</p> <p>⑤ 構成員に添乗員を含まないこと</p> <p>※③について、複数路線を利用の場合は、条件が有利な方を採用します。</p>
助成金	1人につき5,000円
申請必要書類	<p>・対象期間の航空券等（搭乗済みの航空券半券（eチケット含む）もしくは搭乗証明書）</p> <p>・渡航者全員分の住所を証明する資料（免許証やマイナンバーカード、住民票等の写し）又は取扱旅行者から発行された渡航者一覧表（渡航者全員分の住所が記載されたもの）</p>
申請期間	帰国後、21日以内

※各助成事業いずれも申請内容に特段の不備がない限り、申請受付から翌月末までに助成金交付するものとします。

## 5 業務の実施

本業務の実施に当たっては、発注者及び空港運営会社と緊密な連携を保ちつつ事業を進めるものとし、必要に応じて適宜協議を行いながら業務を進める。

## 6 著作権に係る留意事項

(1) 委託業務に係る著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、原則として全て熊本県に帰属するものとし、熊本県が自由に二次利用できるものとする。また、成果物に関する著作権者人格権を県又

は県が指定する第三者に対して行使しないものとする。

- (2) 作成に当たり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を適切に行うこと。
- (3) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら熊本県の責に帰する場合を除き、受注者は、自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (4) その他、ここに定めのない事項については、発注者と協議の上決定するものとする。

## 7 業務委託期間

契約締結の日から令和9年（2027年）3月31日（水）まで

## 8 予算額

12,000千円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

ただし、以下助成金費用は含まないものとする。

- ① パスポート取得助成に係る助成金費用（10年有効パスポートを取得した対象者へは1人あたり8,000円、5年有効パスポートを取得した対象者へは1人あたり4,000円とする。）
- ② トランジット利用助成に係る費用（1人あたり5,000円とする。）
- ③ 阿蘇くまもと国際線グループ旅行助成に係る費用（1人あたり5,000円とする。）

※ 上記①～③に要した費用については、別途、実績額を支払う（清算する）ものとする。

なお、提示額は、提案に当たっての目安（上限）となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、提示した額とは必ずしも一致しない。